

## 奈良市文化芸術活動臨時支援事業 よくある質問と回答

<補助対象者について>

Q 1. 補助対象者の「事業者」と「文化芸術団体」とはどのようなものですか。

A. 「事業者」は、法人、個人に関わらず、対価を得る文化芸術活動を事業として1年以上実施している者（例示：イベント会社、音楽教室、NPO、アーティスト、美術家等）です。「文化芸術団体」は、文化芸術活動を行う法人格を有しない団体で、規約、定款等を有し、代表者及び役員の定めがあるもの（例示：協会、連盟、実行委員会等）です。

Q 2. 「事業者」が申請する場合の「対価を得る文化芸術活動の実績が1年以上あること」とはどのようなことですか。他の「事業者」や「文化芸術団体」等が主催するイベントへの出演も含んでもよいですか。

A. 「事業者」が文化イベント等を主催し入場料を得る場合や、他団体の主催した文化イベント等にゲストとして出演し、報酬（出演料）を得る場合等が該当し、またそれらの活動が1年以上行われていることが必要です。

Q 3. 「文化芸術団体」が申請する場合、「不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動の実績」とはどのようなものですか。無料イベントの主催や他の「事業者」や「文化芸術団体」等が主催するイベントへの出演も含んでもよいですか。

A. 有料・無料や観客数については問わず、誰でも参加ができるようなイベントが実績として認められ、特定の会員や生徒等のみが参加できるようなイベントは含みません。また、今回申請を行う「文化芸術団体」以外が主催するイベント等への出演等は実績として認められません。

Q 4. 補助対象者は「主として奈良市で事業活動を行う（事業者）」、「奈良市に主たる文化芸術活動の場を有する（文化芸術活動）」とありますが、本社や活動拠点が市外であっても対象になりますか。

A. 本社や活動拠点が市外であった場合でも、奈良市内で主催事業の開催、報酬を得る事業への出演等を行っている等、申請書類で奈良市内の活動実績の確認できれば対象となりますが、確認できない場合は対象となりません。

Q 5. 団体としては市内での活動はありませんが、団体の構成員が市内で活動している場合、実績があるものとして申請できますか。

A. 申請する団体としての実績がなければ、申請できません。

Q6. 文化芸術活動の実績はどのように確認をしますか。

A. 申請書類とともに、申請者が過去に主催・出演したイベントのチラシ、新聞記事、ウェブサイトの写しをご提出いただき、名前等が記載されていることを確認します。できるだけ直近（約1年以内）の実績を中心に資料を提出してください。

Q7. 主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ている者であるということは、どのように確認をしますか。

A. 申請書類とともに、文化芸術活動により収入を得たことが確認できる書類や資料等を提出していただき確認します。

<対象となる事業について>

Q8. 主となる出演者について、主たる収入が文化芸術以外の職によるもので、休日等にイベントで出演料を得てアーティスト活動をしている場合、該当しますか。

A. 主たる収入が文化芸術以外の職によるものであっても、収入を得ている文化芸術活動について一定の実績が認められる場合は対象となりますので、申請書類において明示するようにしてください。

Q9. 演劇作品の公演を検討しています。演出家や技術スタッフは文化芸術活動により収入を得ていますが、出演者は市民公募する予定ですが、対象となりますか。

A. 作品制作の主体となる者（演出家、脚本家、映像作品の監督、指揮者等）が文化芸術活動により収入を得ている者であれば対象となりますが、音響や照明等の技術スタッフのみが文化芸術活動により収入を得ていても対象となりません。

Q10. 音楽教室の講師ですが、教室の生徒とコンサートする場合は対象になりますか。

A. 教室生徒の発表会などは対象になりません。ただし、主となる出演者が文化芸術活動により収入を得ている者であれば、その他の出演者として教室の生徒が含まれていても対象となります。

Q11. 定期的に集まって合唱グループの練習をしていますが、補助対象事業となりますか。

A. 練習や稽古、準備のみでは対象となりません

Q12. 合唱のワークショップは、補助対象事業となりますか。

A. 公募による不特定多数の人を対象として実施したワークショップは対象となります。

Q13. 事業とはどのような単位を指すのですか。

A. 内容に一体性のある一つの公演や展示などのイベントを指します。複数の実施場所（主会場が市内であれば、他市町村で併せて実施することも可能。ただし、補助対象は市内での実施分のみ。）にまたがる事業や、補助の対象となる事業の実施期間内で複数の日程で行う事業も一つの事業として申請できます。

Q14. 公演会場は自宅でもよいですか。

A. 自宅が奈良市内にあり、不特定多数の人を対象に公開する文化芸術活動で、主となる出演者・出展者等が文化芸術活動により収入を得ている者であり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止が効果的に行われている事業であれば、自宅での実施も対象となります。

Q15. 観客を入れずにオンライン配信のみを行う活動は対象になりますか。

A. 対象となりますが、活動を市内で実施する必要があります。

Q16. 新型コロナウイルス感染症の防止対策はどの程度まで行ったらよいですか。

A. 業種ごとのガイドライン、会場のガイドラインに準拠し、三密（密接・密集・密閉空間）にならないよう、スケジュールや演出などに配慮してください。公演に際しても、換気や出演者・スタッフの対象確認等を行ってください。アルコール消毒液やマスクは、補助対象経費となりますので、必要に応じて準備してください。

Q17. 稽古の感染症対策は補助対象になりますか。

A. 対象となります。

Q18. 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A. 令和3年3月31日までにすべての事業を完了する必要があります。事業完了日から1ヶ月以内に実績報告書を提出してください（1ヶ月を経過する日が3月31日を越える場合は3月31日が提出期限）。また、イベントに付随した出版物（図録、記録集等）等の制作物がある場合は、それらの制作及び配布が完了した日を事業完了日とみなします。

<事業経費について>

Q19. 申請者自身（法人・団体の構成員を含む。）に対して支払うべき経費（出演料、自前施工費、企画推進料等）は補助対象となりますか。

A. 申請者自身が得る経費については、過去の実績等を確認し、その費用が妥当であると認められる場合に限り、対象事業経費とすることができます。

Q20. 企画・制作に係る人件費は補助対象経費に含まれますか。

A. 事業実施に係る臨時的な人件費についてのみ対象事業経費とします。

Q21. 補助の対象となる事業の実施期間以前に経費が発生しているものも申請できますか。

A. 申請は可能ですが、期間以前の経費は対象外経費となります。但し令和2年4月1日以降に発生した経費でこの事業に直接かかるものであれば、補助対象事業で得た収入を充てることができます。（領収書等で支払いが確認することができるものに限る）

Q22. 動画配信に必要なカメラ等の備品は購入することはできますか。

A. 備品購入は対象外経費となります。ただし、対象外経費は事業で得た収入（入場料等）を充てることができます。

Q23. 交付決定時の交付額を事業完了後に精査した補助対象経費が上回った場合、差額の交付はありますか。

A. 差額の交付はありませんので、事業費については十分に精査した上で申請を行うようにしてください。

<手続きについて>

Q24. どのように採択事業が決まりますか。

A. 申請があった事業については有識者等の評価を基に審査を行い、交付事業と交付額を決定します。審査にあたっては、「募集要領」の7ページにある評価項目をもとに行います。なお、審査の結果、交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。

Q25. 交付決定はいつ頃になる予定ですか。決定前に事業に着手することはできますか。

A. 11月中旬ごろの予定です。また、交付決定前に事業に着手することは可能ですが、イベント等は補助の対象となる事業の実施期間（10月6日～3月31日）に実施する必要があります。

Q26. 申請件数が多い場合、一律に交付金額を減らすことはありますか。

A. 審査の結果、交付の対象とならない場合や、交付額を申請額から減額する場合があります。

Q27. 事業の内容を変更するにあたって事前に承認が必要とされるのはどのような場合ですか。

A. 事業は交付決定を受けた内容で実施していただくものですが、やむをえない理由で開催場所、日程、出演者等や事業の内容について変更を行うことになった場合は、事前に承認を得る必要があります。事業変更等の事前承認について必要か否か迷われた場合は速やかに文化振興課にご相談ください。

Q28. 交付決定を受けた事業を中止した場合、それまでに発生している費用の受給は可能ですか。

A. 中止理由にもよりますが、発生した費用に対する補助金は精査し、交付する予定です。

Q29. 申請書類のうち「過去に実施した文化芸術活動のチラシや報告書など事業内容が分かる資料（A4サイズ4頁以内）」とはどのような資料ですか？

A. 申請者が申請事業を実施することが可能であることを確認するため、申請者が過去に主催・出演したイベントのチラシ、新聞記事、ウェブサイトの写しなど、開催内容が分かるものをご提出ください。

Q30. 申請書類のうち「主たる出演者・出展者等が収入を得て活動していることが分かる資料（A4サイズ4頁以内）」とはどのような資料ですか？

A. 本補助金はプロとして収入を得て文化芸術活動を行っている人・団体の活動再開・継続が目的のひとつです。実績を確認するため、予定している出演者・出展者等が過去のイベントで収入を得ていることが分かるような資料（過去イベントの出演料の領収書、出演契約書、チラシの写し等）を提出いただき、活動内容を確認します。

<追加分>

【10月13日追加】

Q3 1. 予定している出演者や会場の調整が済んでいなければ申請できませんか。また、出演者や会場の調整に奈良市が同行してもらえますか。

A. 出演者や会場の調整が済んでいなくても申請は可能ですが、申請書類をもとに審査を行うため、計画の内容と実施内容が異なる場合は、交付決定後も採択を取り消す場合があります。また、事業の実施にあたっての調整に奈良市が同行することは原則ありません。

Q3 2. 募集要領 P5「8.補助対象経費」にある「消耗品費」の項目には「少額で、短期間又は1回の使用で消費されるもの」とあるが、「少額」とはいくらか。その額以内であれば、「消耗品」として計上できるか。

A. 消耗品については10万円未満で耐用年数が1年未満の物品を想定しています。ただし、事業実施後も申請者が継続して使用することができるような物品は少額であっても「備品」として補助対象外経費となります。「消耗品費」に計上した物品について、継続して使用ができるようなものが含まれている場合、廃棄処分について確認する場合があります。

なお、備品購入費を含め補助対象外経費は事業で得た収入を充てることができます。(募集要領 P6 参照)

Q3 3. 申請書類の第2号様式「補助対象事業に係る事業計画書」(3/3)にある「事業の主となる出演者・出展者等」の項目は出演者のうち代表1名を記入すればいいですか。

A. 文化芸術活動により収入を得ている出演者・出展者であれば、複数名についてご記入いただくことができます。事業内容を明確にするために、できるだけ出演・出展されるすべての方についてご記入ください。

Q3 4. コンサートの模様を収録したDVDを販売することは可能ですか。また、在庫が残った場合はどうすればよいですか。

A. コンサートに付随して販売するDVDなど、事業の主な目的が販売活動でなければ、販売等は可能です。ただし、補助金を活用して制作する販売物については、事業完了後の販売はできませんので、事業完了時には在庫がない状態にしてください。